

## 検定業務規程の一部を改正する規程等の概要について

平成29年4月  
日本消防検定協会  
業務企画室

今回、検定業務規程及び受託評価業務規程の一部を改正する規程が施行されましたのでお知らせします。

### 【改正理由】

検定業務規程や受託評価業務規程（以下「規程」という。）に掲げる検定対象機械器具等や消防用機械器具等について、不具合又は事故が発生した場合等は、規程に基づき日本消防検定協会に報告がなされ、その措置を行うこととされているが、型式適合検定や型式適合評価等の停止については、不良品の内容や対策状況等を考慮した柔軟な対応が求められていることから、当該規定を整備するとともに、その他所要な規定の整備などの改正を行った。

### 【改正概要】

#### ○検定業務規程

- ・ 第2次試験時に準備する書類の明確化
- ・ 不良品流出時の措置に関する規定の見直し

#### ○受託評価業務規程

- ・ 不良品流出時の措置に関する規定の見直し
- ・ 合格の表示方法の見直し
- ・ その他所要の規定の整備

### 【施行日】

平成29年4月25日

### 【その他】

下記より最新版の規程類についてダウンロードが出来ます。

- ・ 検定業務規程
- ・ 受託評価業務規程